

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬草津国際音楽協会（以下「協会」という。）の定款第14条及び第27条の規定に基づき、役員報酬等及び役員、評議員の費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、業務執行理事をいう。
- (3)評議員とは、定款第11条に基づきおかれる者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 協会は常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 年間報酬額は、1人当たり1,500,000円以内とし、代表理事が理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬等の支給)

第4条 常勤役員の報酬等は月額とする。
2 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。

(報酬等の支払いと控除)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が当人名義の金融機関口座に振り込む方法に同意をしたときは、これにより支給する。
2 報酬等は、原則として職員給与の支給日に支給する。

- 3 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 4 月の途中で常勤役員に就任した場合、又は月の途中で常勤役員を退任した場合、あるいは死亡した場合は、報酬は日割計算で支給するものとする。

(費用)

- 第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した額については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の支給基準に準じて通勤費を支給する。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、別に定める「出張費規定」に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

- 第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補足)

- 第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人関信越音楽協会の設立の登記があった日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。